

**特別採捕許可申請にかかる確認事項(海面)**

**【特別採捕許可申請の要否確認について】**

・宮崎県漁業調整規則に基づき、水産動植物の採捕には「区域」「期間」「大きさ」「漁具漁法」などの制限事項が設けられています。  
 ・下記のリストを確認し、計画している採捕内容が一つでも項目に該当する場合は、試験研究等の目的であっても制限の解除を受けるための「特別採捕許可」を受ける必要があります。

※いずれの制限にも該当しない(規則の範囲内での採捕である)場合は、本許可申請の手続きは不要ですが、漁業権が設定されている区域等では、別途、漁業協同組合等への確認が必要になる場合があります。

ご不明な点がある場合は、申請前にホームページ記載の連絡先(宮崎県漁業管理課)までご相談ください。

**特別採捕許可にかかる調整規則の制限事項**

チェック	条	項	号	内容
<b>保護水面における採捕の制限</b>				
	34	1	(1)	ハマグリ(ア 日向市大字財光寺字尻無川943番地地先に管理者が建設した標柱の位置、イ アより110度(真方位をいう。以下同じ。)735メートルの点、ウ エより110度735メートルの点、エ 日向市大字財光寺字小松崎2727番地の乙地先に管理者が建設した標柱の位置で囲まれた区域)
			(2)	ハマグリ(ア 日向市大字平岩字松添1497番地地先に管理者が建設した標柱の位置、イ アより110度735メートルの点、ウ エより110度735メートルの点、エ 日向市大字平岩字松添1434番地地先に管理者が建設した標柱の位置で囲まれた区域)
		2		前項の区域でのサンドポンプによるハマグリ(ア)の採捕
<b>禁止期間</b>				
	35	1		てんぐさ 9月1日～翌年2月末日
<b>全長等の制限</b>				
	36	1		うなぎ 全長25cm以下 ぶり(もじゃこ) 全長15cm以下 ほら 全長10cm以下 あわび 殻長10cm以下 ささえ 殻高5cm以下 しんじゅがい 殻長8cm以下 とこぶし 殻長4cm以下
<b>漁具漁法の制限及び禁止</b>				
	37	1	(1)	火光その他の照明を使用する突漁具
			(2)	水中に電流を通じる漁法
<b>水産動物を採捕する場合の漁具の範囲</b>				
	38			流網 浮子網の長さ1000m以内 えびひき網漁業 ビームの長さ16m以内 袋網の網目15cmにつき13節以下の太目 同時に使用する漁具の数1統 えさひき網漁業 ビームの長さ5m以内 袋網の網目15cmにつき18節以下の太目 同時に使用する漁具の数1統
<b>禁止期間等</b>				
	41	2	あゆ	1月1日から5月9日
			いせえび(全長15センチメートル以下のものに限る)	周年
			いせえび(全長15センチメートルを超えるものに限る)	4月15日から8月31日
			はまぐり(拡張6センチメートル以下のものに限る)	周年
			はまぐり(拡張6センチメートル以下のものに限る)	7月1日から9月30日まで
<b>遊漁者等の漁具漁法の制限</b>				
	44	1		試験研究のため水産動植物を採捕する場合を除き、次に掲げる漁具又は漁法以外の漁具又は漁法により水産動植物を採捕してはならない。 竿釣及び手釣(曳縄、延縄はこれに含まない) たも網及びさで網 投網(船を使用しないものに限る) やすしほ具(船を使用しないものに限る) 徒手採捕